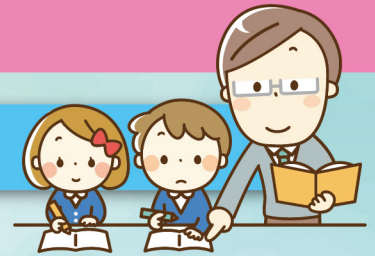


里親家庭へのご理解とご協力を

学校生活で



①「通称名」と「実名」について

里親家庭で生活をする子ども（以下、「里子」とする。）が、里親と同じ姓を「通称名」として名乗っていることが多くあります。里子が「通称名」を名乗る場合は、里親から相談させていただきますので、例えば次のような場面でご協力をお願いいたします。（法令で定められているものについては、実名でご対応いただいております。）

入学の頃	<ul style="list-style-type: none">・新入学の通知書（宛先となる子どもの名前の表記）・運動会の案内、通学班の通知、PTAや地域の子ども会に提供する名簿の子どもの名前の表記・下駄箱などの校内での名前表記。入学式での児童の名前の紹介
在学中	<ul style="list-style-type: none">・家庭調査票、健康調査票などの書類での名前表記・里子の実名が記載された書類等の取扱い （保険証等のコピーの持参や、実名記載書類の配布等。どの児童も封筒に入れる等、「里子のみ異なる扱いをする」ことが特定されない方法をご検討ください。）
卒業時	<ul style="list-style-type: none">・卒業証書 （実名と通称名の証書を作成し、授与式では通称名の仮証書を使用する等）

②生い立ちに関すること

小学校2年「**生い立ちの授業**」、4年「**1/2 成人式**」など、生い立ちを扱う授業において、里子・元里子が次のようなことで困ってしまう場合があります。**ぜひ事前にご相談させていただきます。**

「名前の由来がわからない・・・」、「誕生時や幼少期のエピソードがない・・・」、「母子手帳、乳児期の写真、赤ちゃんのときに使っていた物がない・・・」、「過去の辛い出来事を思い出してしまう・・・」、「『産んでくれたお母さん』の表現に、どう対応していいかわからない・・・」

小学校学習指導要領（抜粋）



第2章 各教科 - 第5節 生活 - 第2 各学年の目標及び内容〔第1学年及び第2学年〕
2 内容

(9) 自分自身の成長を振り返り、多くの人々の支えにより自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かり、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活することができるようにする。

健康診断の時や医療機関受診の時に

①健康保険証と「受診券」

里子の健康保険証には実の親の氏名・住所が記載されていますので、取扱いにご配慮ください。また、実親の状況から保険証を持っていない（保険証を渡してもらえない、保険に加入していない）里子もいます。なお、里子が受診する際は、福祉医療費受給資格者証（マル福）の代わりに、受診券（児童相談所から交付された公費負担者証）を医療機関に提示しています。



②医療機関を受診した時

医療機関で受診をした時に「通称名」ではなく保険証に記載の「実名」で呼び出される時があります。「通称名」にて呼び出して欲しい旨、里親から申し出があった場合には、通称名もしくは名前のみでの呼び出しをしていただくようご配慮ください。

③健康調査票や予防接種の予診票

里親家庭で生活する以前の里子や血縁者の既往歴が分からない事があります。どうぞご理解ください。